貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助制度について

登録企業を募集しています。

奨学金の代理返還制度により、従業員の奨学金返還を支援する市内企業に対し、貝塚市がその返還額の一部を補助します。

市の産業を支える人材の確保と、市内への定住促進のため、企業と市が連携して取組む制度です！

奨学金の代理返還制度とは・・・企業が、奨学金の貸与を受けた従業員本人に代わって、貸与額の一部又は全部を貸付元に直接返還する制度。企業にとっては学費に充てる費用となるため損金算入ができ、従業員にとっては返還を受けた額にかかる所得税が非課税となり得ます。（会計処理については、企業側で十分ご確認下さい。）

【補助対象従業員の要件】

１奨学金を借り入れて高校・大学等を卒業したかた

２登録企業に正規雇用で就職し、市内の事業所に勤務するかた(転勤等により同一企業の市外事業所に勤務となった場合は、引き続き対象とします）

３就職した日における年齢が30 歳未満のかた

４本市に住民登録があり、現にその住所地に居住し、引き続き10年以上居住する意思があるかた

５令和５年４月１日以後に雇用されたかた

【補助金の額】

補助率　企業の代理返還額の２／３（転勤等により同一企業の市外事業所に勤務となった従業員分は、市外勤務期間中は１／３）

１人当たり上限額　10万円／年（補助率１／３の場合は５万円／年）

１人当たり補助対象期間　各対象従業員につき補助開始月から10年(120 か月)

１企業当たり上限　100万円／年

【補助金交付決定までの流れ】

１代理返還

企業が、従業員の奨学金返還を支援するため、奨学金の貸与を受けた本人に代わって代理返還制度により貸付元に直接返還する。

※制度の利用手続きなど、詳細については貸付元に直接お問い合わせください。

２登録

市からの補助金交付を希望する企業は、事前に貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金事業者登録申請書を提出し、市の認定を受ける必要があります。

※登録企業名については、市ホームページに掲載しPRいたします。（掲載を希望されない場合を除く。）

３補助金交付申請

認定を受けた企業は、貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金交付

申請書を提出し、補助金の交付を申請する。

※各年度の申請期間は、１月４日から２月末までとなります。

※補助金は、上記申請期間の前年１月から12月までの１年間に、企業が従業員のために代理返還した額に基づいて算定します。

④ 補助金交付決定

市は、交付申請書を審査し補助金の交付額を決定し企業に通知する。

※交付決定を受けた後、必ず３月末までに市に補助金の請求を行ってください。

貝塚市は企業の人材確保を支援します！ぜひ本制度をご活用下さい。

問い合わせ：貝塚市総合政策部産業戦略課

　　　TEL：072-433-2132　FAX・072-423-9760

　　　E-mail：sangyo@city.kaizuka.lg.jp

URL

https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/sogoseisaku/sangyo/topics/jinzaikakuhosienhojo.html

**問い合わせ：貝塚市総合政策部産業戦略課**

**TEL：072-433-2132　FAX・072-423-9760**

**E-mail：sangyo@city.kaizuka.lg.jp**